分

県

成二十 九 年

日)

三月三 十 $\frac{-}{0}$ 日

曜

(木

〇人事委員会規則

職員の初任給、

昇格、

昇給等の基準に関する規則の一部改正…………………………

人事委員会規則

目

次

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石

久

子

井

大分県人事委員会規則第一号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 通勤手当の支給に関する規則 (昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号) の一部を次の

六千九百円」に、 万七百円」に、「三万四千二百円」を「三万三千八百円」に、「三万七千三百円」を「三万 を「一万二千九百円」に、「一万六千五百円」を「一万六千二百円」に、 「一万九千八百円」に、 「二万五千八百円」に、「二万八千六百円」を「二万八千三百円」に、 「七千円」を「六千七百円」に、 「七千円」を「六千七百円」に、「九千七百円」を「九千四百円」に、別表中「二千五百円」を「二千二百円」に、 | 四千五百円]」を | 「四万八千五百円」を「四万八千二百円」に、「五万千五百円」を「五万千二百 「四万六百円」を「四万二百円」に、「四万四千七百円」を「四万四千三 「二万三千二百円」を「二万二千九百円」に、 四千二百円 「一万三千二百円」 「三万千円」を「三 「二万六千百円」を 「二万百円」を に、

附 則

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第:

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号) の一部

の次に次の一号を加える。 「期間が三十日」に、 第十二条第二項第十号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、 「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号 「日が九十日」を

なかつた全期間 に規定する介護時間により勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務し 職員勤務時間条例第十三条の三第一項及び学校職員勤務時間条例第十一条の三第一項

の二百十」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の八十」に、 「百分の百」に改める。 第十四条第一号中「百分の百八十」を「百分の百七十」に、「百分の二百二十」を「百分 「百分の百五」を

9号巻」を「2巻108号巻」に、「2巻96号巻」を「2巻88号巻」に改め、同表の教育職給料 表二の部の教諭 を付さない講師に限る。)の項中「2数110号巻」を「2数109号巻」に、 項中「2級110号給」を「2級109号給」に、「2級97号給」を「2級89号給」に、「2級10 「2数122号給」を「2数121号給」に、 別表第一のイの表の教育職給料表」の部の教諭 養護教諭 栄養教諭 講師(任用の期限を付さない講師に限る。)の項中 養護教諭 栄養教諭 講師 寄宿舎指導員の 「2級109号給」 (任用の期限

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

る。 職員の初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

-成二十九年三月三十日

平成二十九年三月三十日

「五万四千五百円」を「五万四千二百円」に改める。

大分県報号外 (人事委規則

適用

子

2 1 大分県人事委員会規則第三号 号 る。 う。)別表第八の規定は、平成二十九年一月一日 別表第八中 第三条第三項第二号中 職員の初任給、 二十九年四月一日から施行する。 改正後の職員の初任給、昇格、 この規則は、 (施行期日等) るものを除く。 例第九条による休暇(通勤による負傷又は疾病に係 例第九条による休暇(通勤による負傷又は疾病に係 時間条例第十一条の二に規定する介護休暇の期間 るものを除く。)の期間 時間条例第十一条の二に規定する介護休暇の期間職員勤務時間条例第十三条の二又は学校職員勤務)の一部を次のように改正する。 派遣職員の派遣の期 附 職員勤務時間条例第九条又は学校職員勤務時間条 職員勤務時間条例第十三条の二又は学校職員勤務 職員勤務時間条例第九条又は学校職員勤務時間条 職員の初任給、 派遣職員の派遣の期間 則 昇格、 公布の日から施行する。ただし、第三条第三項第二号の改正規定は、平成)の期間 昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 昇給等の基準に関する規則 「埋蔵文化財センター並びに」を削る。 間 大分県人事委員会委員長 昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」とい (以下「適用日」という。 (昭和四十五年大分県人事委員会規則第 石 に、 を 井 久)から適用す を に改める。 子 4 部を次のように改正する。 3 大分県人事委員会規則第四号 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。 成二十八年大分県条例第四十八号) 例第十三条第一項」とあるのは、 附則に次の一項を加える。 職員の住居手当の支給に関する規則(昭和四十九年大分県人事委員会規則第十八号)の一 職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 た条例第十三条第一項」とする。 日前の介護休暇の期間については、 (平成二十八年改正条例附則第八項から第十項までの規定が適用される間の読替え) 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条第二号中 平成二十九年三月三十日 改正後の規則の別表第八の規定は、 職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 **天分県人事委員会委員長** 附則第八項から第十項までの規定により読み替えられ 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 なお従前の例による。 適用日以後の介護休暇の期間について適用し、 石 井 久

爭